

別表十七（一）付表の記載の仕方

1 国外支配株主等の名称等

(1) この明細書は、内国法人が措置法第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の89《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「国外支配株主等の名称等」の各欄には、法人に係る措置法第66条の5第5項第1号又は第68条の89第5項第1号に規定する国外支配株主等が2以上ある場合には、それぞれの国外支配株主等ごとに別行に記載します。

(3) 「特殊の関係の区分3」は、法人又は連結法人と国外支配株主等（措置法第66条の5第5項第1号又は第68条の89第5項第1号に規定する国外支配株主等をいいます。以下同じ。）との関係が措置法令第39条の13第12項各号又は第39条の113第12項各号《特殊の関係の意義》のいずれに該当するかを記載し、これらの関係がこれらの項の第1号又は第2号の關係に該当する場合には、括弧内にその判定に用いられた直接又は間接に保有される株式等（措置法令第39条の13第12項第1号又は第39条の113第12項第1号に規定する株式等をいいます。以下同じ。）の当該法人又は当該連結法人の発行済株式等（措置法令第39条の13第12項第1号又は第39条の113第12項第1号に規定する発行済株式等をいいます。以下同じ。）のうちに占める割合を記載します。

(4) 「直接及び間接保有の株式等の割合4」は、当期

末において国外支配株主等が有する当該法人又は当該連結法人に係る措置法令第39条の13第21項又は第39条の113第19項《直接及び間接保有の株式等の意義》に規定する直接及び間接保有の株式等の当該法人又は当該連結法人の発行済株式等のうちに占める割合を記載します。

2 特定債券現先取引等に関する明細

(1) この明細書は、内国法人が措置法第66条の5第2項《特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の89第2項《連結法人の特定債券現先取引等に係る負債がある場合の負債の利子等の損金不算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 「国外支配株主等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「国外の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」、「国内の資金供与者等に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」及び「その他の者に対する負債のうち特定債券現先取引等に係るもの」の各欄は、その対象となる債券の種類又は名称ごとに、その平均負債残高（措置法第66条の5第5項第5号又は第68条の89第5項第5号に規定する平均負債残高をいいます。）、平均資産残高（措置法令第39条の13第5項又は第39条の113第5項に規定する平均資産残高をいいます。）、負債の利子等（措置法第66条の5第5項第3号又は第68条の89第5項第3号に規定する負債の利子等をいいます。）の額及び保証料等の額（措置法令第39条の13第1項第1号又は第39条の113第1項第1号に規定する課税対象所得に係る保証料等の金額をいいます。）を記載します。